



## 保険セクターの国際的な 規制の動向

(Vol. 53, 2024年11月～12月)



## 保険セクターの国際的な規制の動向（2024年11月～12月）

### 内容

A: 馬 BNM、テクノロジー・リスク管理にかかる規制（案）を公表（11月7日）	3
B: EIOPA、サステナビリティ・リスクの健全性規制上の取扱いにかかる提言を公表（11月7日）	5
C: 英 PRA、オペレーショナル・レジリエンスにかかる監督基準を公表（11月12日）	6
D: 豪 APRA、金融機関による気候リスクの自己評価の結果を公表（11月13日）	7
E: FSB、AI が金融安定に与える潜在的な影響に関するレポートを公表（11月14日）	8
F: IAIS、保険資本基準（ICS）を承認（11月14日）	9
G: ESAs、重要なサードパーティ・サービス・プロバイダの指定に関する枠組みを公表（11月15日）	10
H: EIOPA、DORA と改正ソルベンシーII 指令の適用対象の一貫性を要請（11月15日）	11
I: 加 OSFI、カルチャー・リスクの管理にかかる通達を公表（11月21日）	12

## A: 馬 BNM、テクノロジー・リスク管理にかかる規制（案）を公表（11月7日）

- マレーシア中央銀行（BNM）は、2025年1月31日を期限として、テクノロジー・リスク管理にかかる規制（案）を市中協議に付した。同案の概要は以下のとおり。

<p><b>ガバナンス</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 取締役会の責任 <ul style="list-style-type: none"> <li>- 取締役会は、全社的なリスク・アパタイト・ステートメントと整合するテクノロジー・リスク・アパタイトを設け、承認しなければならない。</li> <li>- 取締役会は、頑健なテクノロジー・リスク管理の枠組み（technology risk management framework：TRMF）およびサイバー・レジリエンスの枠組み（cyber resilience framework：CRF）を採択しなければならない。</li> </ul> </li> <li>• 経営陣の責任 <ul style="list-style-type: none"> <li>- 経営陣は、金融機関のテクノロジー計画およびオペレーションにかかるガイダンスを提供するため、ファンクション横断的な委員会を設立しなければならない。</li> </ul> </li> </ul>
<p><b>テクノロジー・リスクの管理</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• リスク管理の枠組み <ul style="list-style-type: none"> <li>- 金融機関は、TRMFがERMの重要な構成要素であることを確保しなければならない。</li> <li>- TRMFは、①テクノロジー・リスクの明確な定義、②テクノロジー・リスクの管理の責任の所在、③テクノロジー・リスクの特定、④すべての情報資産およびシステムのリスクの重要度の分類、⑤リスクの計測および評価のアプローチと手法、⑥リスクの統制と軽減、等を含むものでなければならない。</li> </ul> </li> <li>• チーフ情報セキュリティ・オフィサーの指名 <ul style="list-style-type: none"> <li>- 金融機関は、テクノロジー・リスクの管理に責任を有する、チーフ情報セキュリティ・オフィサー（CISO）を指名しなければならない。</li> </ul> </li> </ul>
<p><b>テクノロジーのオペレーション管理</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• テクノロジー関連のプロジェクトの管理 <ul style="list-style-type: none"> <li>- 金融機関は、実施されているテクノロジー関連のプロジェクトのリスクと複雑さに応じた適切なガバナンスの要件を設けなければならない。</li> </ul> </li> <li>• システムの開発と取得 <ul style="list-style-type: none"> <li>- サードパーティ・サービス・プロバイダ（TPSP）によって開発され、提供される重要なシステムについて、金融機関は、TPSPに対して、①ITシステムに影響し得る重要な変更を加える前に自身に通知すること、②サプライチェーン内で伝播するサイバー・リスクを軽減するため、ITシステムの開発メソッドロジーにおいてセキュア・バイ・デザインの原則を採択していることを示すこと、③事業継続のためにソース・コードが容易にアクセス可能にすること、などを義務付けなければならない。</li> </ul> </li> <li>• 暗号化 <ul style="list-style-type: none"> <li>- 金融機関は、重要なデータや情報を保護するための強固な暗号統制を採択することを促進するため、頑健でレジリエントな暗号化の方針を設けなければならない。</li> </ul> </li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>• TPSPの管理 <ul style="list-style-type: none"> <li>- 金融機関は、利用前および利用中において、サードパーティ・サービスのデュー・デiligenceを行うとともに、TPSPとサービス・レベル契約（SLA）を締結しなければならない。</li> <li>- SLAは、少なくとも、①監督当局や金融機関に指名された第三者が当該金融機関の活動を調査するために必要な記録、ファイル、データ等へのアクセス権、②TPSPが再委託について当該金融機関に事前通知を行う要件、③TPSPが安全性要件を遵守することにかかる誓約、等を含むものでなければならない。</li> </ul> </li> <li>• クラウド・サービス <ul style="list-style-type: none"> <li>- 金融機関は、クラウド・サービスを採用することの固有リスクを十分に理解しなければならず、その利用前に、包括的なリスクの評価を行うべきである。</li> <li>- 金融機関は、クラウド・サービスを利用する際、権限のない（unauthorised）開示やアクセスから保護するため、顧客および取引先の情報や専有データ（proprietary data）にかかる適切なセーフガードを設けなければならない。</li> </ul> </li> </ul>
サイバーセキュリティ管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>• サイバー・リスクの管理 <ul style="list-style-type: none"> <li>- 金融機関は、サイバー・リスクを管理するためのガバナンス、サイバー・レジリエンスの目的、および、リスク許容度を明示したサイバー・レジリエンスの枠組み（CRF）を設けなければならない。</li> <li>- CRFは、少なくとも、①重要なシステム、情報、資産および内外の関係者との相互接続性の特定、分類および優先度付け、②サイバーセキュリティの脅威、脆弱性およびサイバー攻撃に対抗するデジタル・サービスの提供を確保し、風評への被害に対応するための施策の特定、③サイバーセキュリティのインシデントのタイムリーな検知、等を含むものでなければならない。</li> </ul> </li> </ul>
テクノロジーの監査	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 金融機関は、年間のテクノロジー監査の計画を設けなければならない。</li> <li>• 金融機関は、内部監査機能がテクノロジー監査に必要な専門性を持っていることを確保しなければならない。</li> </ul>
外部機関による保証	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 金融機関は、本番データ・センターのレジリエンスおよびリスクの評価（data centre resilience and risk assessment：DCRA）を行うため、適切な外部のサービス・プロバイダを指名すべきである。</li> </ul>

インプリケーション：マレーシアにおいても、金融機関を対象とするテクノロジー・リスク管理（サイバーセキュリティ管理やサードパーティ・リスク管理を含む。）にかかる監督基準が導入されようとしている。現状、当該領域の規制・監督には、国・地域でギャップが存在する可能性もあり、日本に本拠を有する金融機関には、グループの親会社として、まずはそのギャップを特定し、必要な対応を検討することが求められる。その上で、ローカル（各拠点）がその所在する国・地域の法規制を遵守することを確保する必要があるものと考えられる。

（参考）BNM ‘Risk Management in Technology (RMiT): Exposure Draft’

## B: EIOPA、サステナビリティ・リスクの健全性規制上の取扱いにかかる提言を公表（11月7日）

- 欧州保険・年金監督局（EIOPA）は、「サステナビリティ・リスクの健全性規制上の取扱い」と題するレポートを公表し、資本規制（ソルベンシーII）上のサステナビリティ・リスクの取扱いにかかる提言を行った。同レポートの主な内容は以下のとおり。

<p><b>背景</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• ソルベンシーII指令は、EIOPAに対し、環境もしくは社会目的と実質的に関連する、または、それらの目的を害する資産もしくは活動の健全性規制上の取扱いの必要性、ならびに、資本規制を改正した場合の保険会社への影響、をそれぞれ評価することを求めている。</li> <li>• EIOPAには、改正ソルベンシーII指令の施行から1か月以内に、上記の件にかかるレポートを欧州委員会（EC）に対して提出することが求められている。</li> </ul>
<p><b>資産にかかる移行リスク</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 株式リスク <ul style="list-style-type: none"> <li>- 規制：化石燃料に関連する株式について、補足的な資本要件として、現行の資本要件に17%を上限として賦課する（現行の資本要件+44%に相当）。</li> <li>- 影響：当該資産に対するエクスポージャーは少なく、本規制の導入が保険会社のソルベンシー比率に与える影響は限定的（国・地域別では▲0.02%～▲1.73%）であると考えられる。</li> </ul> </li> <li>• スプレッド・リスク <ul style="list-style-type: none"> <li>- 規制：化石燃料に関連する債券について、補足的な資本要件として、現行の資本要件に対して+40%を上限として賦課（+5%を上限として追加）する。</li> <li>- 影響：本規制の導入が保険会社のソルベンシー比率に与える影響は、株式の場合と同様に限定的（国・地域別では▲0.003%～▲1.338%）であると考えられる。</li> </ul> </li> <li>• 不動産 <ul style="list-style-type: none"> <li>- 規制：EIOPAによる分析の結果、建物のエネルギー効率性の水準が不動産リスクに与える影響は区々であり、現時点において、追加的な資本規制が必要であると結論付けることは困難である。今後、不動産の価格やエネルギー効率性にかかるデータの利用可能性が向上すれば、さらなる分析を行うことを提案する。</li> </ul> </li> </ul>
<p><b>損害保険と気候変動への適応</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• EIOPAは、気候関連の適応措置が損害保険の引受けリスク（保険料リスク）にどの程度影響するかを分析した。</li> <li>• その結果、潜在的な保険料リスクの低減につながる可能性はあると認められたものの、サンプル数が極めて限定的であることなどから、EIOPAは、現時点で健全性規制において対応することは提案しない。</li> </ul>
<p><b>社会的リスクと健全性の観点からの影響</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• EIOPAは、社会的リスクが資産および保険引受にかかる健全性にどの程度影響を与え得るかを検討した。しかしながら、利用可能なデータが限定的であることなどから、EIOPAは、現時点で健全性規制において対応することは提案しない。</li> <li>• 当面の間、Pillar IIの要件の一環として、ORSAにおいて社会的リスクの重要性を評価するための追加的なガイダンスは開発可能であると考えられる。</li> </ul>

インプリケーション：EIOPAは、株式リスクおよびスプレッド・リスクについて、追加的な資本を賦課することを提言している。同提言を受け、他の国・地域がどのように対応することとなるか、注目に値する。

(参考) EIOPA ‘EIOPA recommends a dedicated prudential treatment for insurers’ fossil fuel assets to cushion against transition risks’

### C: 英 PRA、オペレーショナル・レジリエンスにかかる監督基準を公表（11月12日）

■ 英国健全性監督機構（PRA）は、英国金融行為規制機構（FCA）およびイングランド銀行と連名で、「オペレーショナル・レジリエンス：英国の金融セクターに対する重要な（critical）サードパーティ」と題する監督基準（supervisory statement）を公表した。同監督基準において示されている、重要なサードパーティ（CTP）が遵守すべき要件の概要は以下のとおり。

<p><b>要件1：</b> ガバナンス</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• CTPは、以下の事項等を含めることによって、ガバナンスの取決めが、自身が提供するシステム的なサードパーティ・サービス（※CTPから一つ以上の金融機関に対して提供されるサービスで、その提供が中断することとなる場合、英国の金融システムの安定や信頼性に脅威を与え得るもの。）のレジリエンスを促進するものであることを確保しなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> <li>- 適切な権限やスキル、経験を有する者を当局とのコンタクト・ポイントとして指名すること。</li> <li>- システム的なサードパーティ・サービスの提供において重要な（essential）職員のすべての階層において、レポートラインを含め、役割と責任を明確にすること。</li> <li>- オペレーション上のインシデントを回避し、対応し、適応し、復旧するためのCTPの能力にかかるアプローチを構築し、監視し、実践すること。</li> </ul> </li> </ul>
<p><b>要件2：</b> リスク管理</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• CTPは、以下のこと等を通じて、システム的なサードパーティ・サービスを提供する能力に対するリスクを実効的に管理しなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> <li>- 関連する外部および内部のリスクを特定し、モニターすること。</li> <li>- それらのリスクを実効的に管理できるリスク管理のプロセスを構築すること。</li> <li>- 顕在化しつつある事象や過去の経験を踏まえ、リスク管理のプロセスを定期的にアップデートすること。</li> </ul> </li> </ul>
<p><b>要件3：</b> 依存とサプライチェーンのリスク管理</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• CTPは、システム的なサードパーティ・サービスを提供する能力に影響し得るサプライチェーンにかかるリスクを特定し、管理しなければならない。  CTPは、そのサプライチェーンの一部である主要な（key）Nthパーティ・プロバイダが、①CTPに適用されるCTPの義務について情報の提供を受けていること、②それらのCTPの義務を満たすことにおいてCTPと協力すること、③監督当局に対して、その監督機能の行使に関係する情報へのアクセスを提供すること、を確保するため、合理的な措置を講じなければならない。</li> </ul>
<p><b>要件4：</b> 技術とサイバー・レジリエンス</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• CTPは、システム的なサードパーティ・サービスの提供にかかるあらゆる技術のレジリエンスを確保するため、以下のものを含む、合理的な措置を講じなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> <li>- 技術やサイバー・レジリエンスに対するリスクを適切に管理するための、健全で、実効的で、包括的な戦略、プロセスおよびシステム。</li> </ul> </li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 定期的なテスト、上述の戦略、プロセスおよびシステムの実行、ならびに、テストからの気づきを反映するための施策。</li> </ul>
要件5： 変更管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>• CTPは、システム的なサードパーティ・サービスに対する変更（システム的なサードパーティ・サービスを提供するために用いているプロセスや技術の変更を含む。）に対応するための、以下の事項を行うことなどにより、システムティックで実効的なアプローチを有していることを確保しなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> <li>- システム的なサードパーティ・サービスに対する変更のレジリエンスを実効的に管理するための適切な方針、手順および統制を適用すること。</li> <li>- システム的なサードパーティ・サービスに対する変更を、オペレーション上のインシデントが発生するリスクを適切に最小化する方法で実施すること。</li> <li>- いかなる変更も、それを加える前に、リスクが適切に評価され、記録され、テストされ、検証され、また、承認されることを確保すること。</li> </ul> </li> </ul>
要件6： マッピング	<ul style="list-style-type: none"> <li>• CTPは、英国財務省によってCTPであるとの指定を受けてから12か月以内に、①システム的なサードパーティ・サービスを提供するために用いているリソース（人員、アセット、技術を含む。）、②上記のリソース間における内外の相互関連性や相互依存関係、をそれぞれ特定し、文書化し、また、それらを定期的にアップデートしなければならない。</li> </ul>
要件7：インシ デント管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>• CTPは、以下の方法等により、CTPのオペレーション上のインシデントを実効的に管理しなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> <li>- 英国の金融システムの安定性や信頼性に対する（潜在的な）影響を最小化する方法で、オペレーション上のインシデントに対応し、復旧するための適切な措置を講じる。</li> <li>- システム的なサードパーティ・サービスについて、その中断にかかる最大限の許容度を設定する。</li> <li>- オペレーション上のインシデントへの対応や復旧、ステークホルダーとのコミュニケーションに資するよう、インシデント管理のプレイブックを作成し、運用する。</li> </ul> </li> </ul>
要件8： サービスの終了	<ul style="list-style-type: none"> <li>• CTPは、サービスの実効的で、秩序立った、タイムリーな終了や他社への移転を確保するための取決め等、システム的なサードパーティ・サービスの終了に対する適切な施策を設けておかなければならない。</li> </ul>

インプリケーション：金融庁は2024年10月、「金融分野におけるサイバーセキュリティに関するガイドライン」を公表し、その中で、サードパーティ・リスク管理にかかる監督上の期待を示している。同ガイドラインでは、重要なサードパーティに言及は無いものの、今後、日本においても、金融システムに重大な影響を及ぼし得るサードパーティの規制・監督にかかる議論が進展していくものと思料される。

（参考）PRA ‘SS6/24 – Critical third parties to the UK financial sector’

## D: 豪 APRA、金融機関による気候リスクの自己評価の結果を公表（11月13日）

- オーストラリア健全性規制庁（APRA）は、気候リスクの自己評価にかかる調査の結果を公表した。同調査の結果の概要は以下のとおり。

対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>システム上の重要性が高い金融機関（Tier 1および2）のみの自主的な参加を求めて2022年に実施した第1回の自己評価とは異なり、今般の第2回調査では、Tier 1からTier 4の銀行、保険会社、年金基金から参加を募り、149の金融機関から回答の提出があった。</li> </ul>
主な発見事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>大規模な金融機関の大半は、2022年以降、気候リスクの管理の成熟度を改善している。他方で、2022年に成熟度が高かった金融機関のうち24%は、2024年にはそれが低下している。その主たる要因の一つは、開示のクオリティを上げられなかったこと。</li> <li>大規模な銀行については、気候リスクの管理の平均的な成熟度は改善している。他方で、保険会社および年金基金については、そのような改善は見られない。</li> <li>「ガバナンスと戦略」および「リスク管理」は、比較的対応が進んでいる分野である。他方で、「開示」の成熟度は低下している。これは、規制は進化している一方、金融機関のプラクティスが追いついていない、あるいは、規制の確実性が高まるまで様子見していることにその理由があると考えられる。</li> <li>大規模な金融機関は、小規模な金融機関と比べると、気候リスクの管理の成熟度を高めている。</li> <li>保険セクター内では、損害保険会社、生命保険会社、健康保険会社の間で、気候リスクの管理の成熟度に大きなギャップが存在する。損害保険会社の成熟度が高い理由として、気候リスクと保険引受業務との関係がより明らかであることがその一因であると考えられる。</li> <li>より成熟度の高いガバナンスの態勢は、気候リスクがリスク管理に統合されている金融機関においてよく見られる。</li> <li>金融機関は、自然リスクや移行計画など、関連するリスクや取組みについて検討を始めている。</li> </ul>
今後の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>APRAは、リスク管理にかかる健全性基準（CPS 220およびSPS 220）を2025年に改正し、気候リスクをその中に含めることを検討している。</li> </ul>

インプリケーション：金融機関による自己評価ではあるものの、開示にかかる対応が規制に（意図的に）追いついていない点や保険セクター内で成熟度にギャップが認められる点などは、特に注目に値する。

（参考）APRA ‘APRA releases survey results assessing management of risks associated with climate change in the financial sector’

## E: FSB、AI が金融安定に与える潜在的な影響に関するレポートを公表（11月14日）

- 金融安定理事会（FSB）は、「人工知能（AI）が金融安定に与える影響」と題するレポートを公表した。同レポートにおいて言及のある「金融市場におけるシステムリスクを増大させ得るAIにかかる脆弱性」の概要は以下のとおり。

脆弱性	AIの開発（development）の影響
サードパーティへの依存とサービス・プロバイダ	<ul style="list-style-type: none"> <li>金融におけるAIのより広範な利用（uptake）、AIの開発のための特別なハードウェアやクラウド・サービスの重要性の高まり、学習済みモデルのより一層の利用は、AI関連のサードパーティへの依存を高めている。</li> </ul>

<b>の集中</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>AIのサプライチェーンの複雑性、AIの開発へのインプットのための集中度の高い市場、財務データの集約における市場の統合は、サービス・プロバイダの集中による脆弱性を増加させ得る。</li> <li>金融におけるAIの浸透の経路によって、AIのサービス・プロバイダへのより一層の信頼や市場の集中は、金融セクターにおけるシステム的なサードパーティへの依存を高め得る。</li> </ul>
<b>市場の相関</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>金融市場によるAIのより広範な利用は、金融機関の間において、モデリング・アプローチやトレーニング・データ・ソースの共通化につながり得る。</li> <li>学習済みのAIモデルのより一層の利用は、市場の相関を高め得る。</li> <li>AIに起因する相関にかかる脆弱性は、金融市場のインフラストラクチャーによって可能になる一層の高速化や利用のし易さとともに、金融市場において高まっている自動化の水準とネガティブに相互作用し得る。</li> </ul>
<b>サイバー</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大規模言語モデル（LLMs）や生成AIは、サイバー攻撃を行う主体（cyber threat actor）のクイパリティを高め、また、サイバー攻撃の頻度や影響を高め得る。</li> <li>極端な（intense）データの利用やAIサービスと交流する斬新なモデルは、サイバー攻撃の機会を増加させ得る。</li> <li>専門的な（specialised）サービス・プロバイダのより一層の利用は、金融機関を、それらのベンダーに影響を与えるサイバー・イベントから生じるオペレーショナル・リスクに晒すこととなる。</li> </ul>
<b>モデル・リスク、データの品質、ガバナンス</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>複雑なAIのアプローチの利用は、AIモデルを実効的に検証し、モニターし、必要に応じて修正できない金融機関のモデル・リスクを高め得る。</li> <li>AIの開発における大量の、非構造のトレーニング・データセットの重要性の高まりや、先進的なLLMsの学習データのソースの透明性の欠如は、データの品質評価を行う上で課題をもたらす。</li> <li>現代的なAIツールの利用のし易さは、適切なガバナンスや統制を整備することなく拙速にAIを利用することを動機付け得る。</li> </ul>

インプリケーション：本レポートは、AIに対する今後の規制・監督上のフォーカス領域やテーマを示唆するものであると解釈することもできる。AIを利用する金融機関には、まずはガバナンスを整備されることが期待されているものと考えられる。

（参考）FSB ‘The Financial Stability Implications of Artificial Intelligence’

## F: IAIS、保険資本基準（ICS）を承認（11月14日）

- 保険監督者国際機構（IAIS）の執行委員会は、保険資本基準（ICS）を承認するとともに、アグリゲーション・メソッド（AM）とICSとの比較可能性の評価（comparability assessment）に結論を出した。当該評価の結論の概要は以下のとおり。

<b>暫定的なAMとICSにおける個別の要素と健全性の水準</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>暫定的な（provisional）アグリゲーション・メソッド（AM）は、グループの資本要件の定量的な計算において、異なる方法や程度で達成されているケースもあるものの、概ね、ICSと同じリスクを捉えている。例えば、（生命保険会社の）金利リスクなどのいくつかのリスクは、米国のリスクベースの資本規制（RBC）において、部分的には資本要件で、また、部分的には保険負債の評価で捉えられている。</li> </ul>
-----------------------------------	--

	<ul style="list-style-type: none"> <li>暫定的なAMにおいて許容される資本のリソースの全体的な質と適格性は、ICSと類似しており、損失の吸収力、劣後性、損失の吸収への利用可能性、永続性および債務と義務的なサービス・コストが存在しないこと、というICSにおける資本のリソースの特定のための5つの原則を勘案して評価されている。</li> <li>なお、米国の損害保険および生命保険グループとも、暫定的なAMでの利用可能資本は、厳しいストレス・シナリオの下では急激に減少する傾向がある。</li> </ul>
経済および金融市場の状況の変化への反応	<ul style="list-style-type: none"> <li>米国の損害保険グループについて、暫定的なAMの下でのソルベンシー比率、所要資本および利用可能資本は、概ね、ICSにおけるそれらと同じ方向に、定量的にも似た程度で変化する。</li> <li>米国の生命保険グループについて、特に、低金利のシナリオにおいて、それらが異なる方向に動くケースが認められる。定量的な変化の程度は、いくつかのシナリオでは、損害保険グループと比べると大きい。</li> </ul>
監督上のアクションのトリガー	<ul style="list-style-type: none"> <li>暫定的なAMの下における米国の損害保険グループのソルベンシー比率は、ICSの下におけるそれと比べると低い。このことは、暫定的なAMは、少なくとも、ICSと同程度に健全であることを示唆しており、グループ資本の適切性に基づく監督上のアクションのトリガーは類似することとなると考えられる。</li> <li>米国の生命保険グループについて、暫定的なAMの下でのソルベンシー比率は、ICSより高く、低金利環境など、いくつかのシナリオにおいては、数倍高い。ICSへの抵触が暫定的なAMの抵触とはならないケースもあり、暫定的なAMはICSと同程度に健全でない可能性がある。</li> </ul>
IAISとしての結論	<ul style="list-style-type: none"> <li>米国のAMは、比較可能な結果を生成するために、ICSの実施のベースを提供する。ICSの実施として最終的なAMを用いる際、米国は、今回の比較可能性の評価において明らかになった差異に適切に対応することを確約しており、それは、IAISによるICSの実施状況の評価のプロセスにおいてレビューされる。</li> <li>最終的なAMが米国におけるICSの実施となるため、その実施状況の評価は、他の国におけるICSの実施状況の評価と同じタイミング（すなわち、2026年には自己評価、2027年には主要国の評価。）となる。</li> </ul>

インプリケーション：公表文書「アグリゲーション・メソッドの比較可能性の評価にかかるレポート（Report on the Aggregation Method Comparability Assessment）」は、「現時点では、ICSとAMとの比較可能性は十分に確保されておらず、今後の米国の取組みを通じて、そのギャップは解消されるであろう」という現状と期待を表明している内容であると解釈することが適当であると考えられる。この状況は、ICSの作成が開始された当時から大きく変わっているとは考えられず、同文書は、今後のICSのグローバルでの位置付けを示唆していると解釈することも可能であると思料される。

（参考）IAIS ‘IAIS Executive Committee approves Insurance Capital Standard for adoption by IAIS members and concludes Aggregation Method comparability assessment’

## G: ESAs、重要なサードパーティ・サービス・プロバイダの指定に関する枠組みを公表（11月15日）

- 欧州監督機構（ESAs。欧州銀行監督機構（EBA）、欧州保険・年金監督局（EIOPA）、欧州証券市場監督局（ESMA）から成る。）は、欧州デジタル・オペレーショナル・レジリエンス法（DORA）に基づき重要なICTサードパーティ・サービス・プロバイダ（ICT TPSPs）を指定するための情報収集にかかる枠組みを公表した。同枠組みの概要は以下のとおり。

背景	<ul style="list-style-type: none"> <li>• DORA第31条第1項（a）は、「ESAsは、同条第2項に掲げる要件に基づき、一定の手続きを経て、金融機関にとって重要なICT TPSPsを指定しなければならない」と規定している。</li> <li>• 監督当局は、ESAsが重要なICT TPSPsを指定するために必要な情報を、本枠組みに従い、ESAsに対して提出しなければならない。</li> </ul>
主な規定	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 監督当局は、ESAsに対して、以下の情報を、年次で提出しなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> <li>- ICT TPSPsから提供を受けるICTサービスの利用に関するすべての契約上の取決めにかかる情報のレジスタ。</li> <li>- システム上重要な金融機関として特定されている金融機関のリスト（金融機関が登録を受けている国、当該金融機関の監督に責任を有している監督当局、ならびに、当該金融機関の種類、名称およびLEIにかかる情報を含む。）。</li> <li>- マスター・データ（※今後、詳細に規定される予定。）。</li> </ul> </li> <li>• 監督当局は、本枠組みにおける報告要件の対象となる金融機関のリストを維持し、定期的に更新しなければならない。また、当該リストでは、金融グループを構成するエンティティを明確に特定しなければならない。さらに、これらのデータは、マスター・データに含まれていなければならない。</li> <li>• 本枠組みは、2025年1月17日に発効する。</li> </ul>

インプリケーション：監督当局が金融機関に対してサードパーティ・リスクの管理の強化を求めることは、当然に、監督当局自身にも、金融機関が行う対応の適切性や十分性を検証することが求められることとなる。日本の監督当局にも、欧州やオーストラリアのアプローチも参考にしつつ、金融機関によるサードパーティ・リスク管理の監督を実効的に行っていくことが期待される。

（参考）EIOPA ‘The ESAs announce timeline to collect information for the designation of critical ICT third-party service providers under the Digital Operational Resilience Act’

## H: EIOPA、DORA と改正ソルベンシーII 指令の適用対象の一貫性を要請（11月15日）

- 欧州保険・年金監督局（EIOPA）は、2025年1月に施行される欧州デジタル・オペレーショナル・レジリエンス法<sup>1</sup>（DORA）の適用対象に、2026年末以降に発効する暫定合意された改正ソルベンシーII指令において同指令の適用対象外とされる保険会社（小規模で複雑で無い保険会社（small and non-complex undertaking：SNCU））が含まれ得ることから、欧州委員会（EC）に対して、両者の適用対象を整合させるよう要請した。

改正ソルベンシーII指令におけるSNCUの閾値
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 金利リスクの額が責任準備金の額の5%未満</li> <li>• 母国外での年間保険料収入の額が2,000万ユーロ（約32億円）、もしくは、総保険料収入の額の10%未満</li> <li>• 責任準備金の額が10億ユーロ（約1,600億円）未満</li> </ul>

<sup>1</sup> 欧州デジタル・オペレーショナル・レジリエンス法（DORA）の概要は、デロイトトーマツ「金融機関のオペレーショナル・レジリエンス：欧州デジタル・オペレーショナル・レジリエンス法（DORA）からの示唆」を参照。<https://www2.deloitte.com/jp/ja/pages/financial-services/articles/ins/operational-resilience-for-financial-industry.html>

- 市場リスク、証券化商品等へのエクスポージャーに対応するカウンターパーティ・デフォルト・リスク等の合計額が資産運用の総額の20%未満
- 出再額が年間保険料収入の額の50%未満
- ソルベンシー資本要件（SCR）を満たしていること
- 航空機、船舶、貨物、信用、保証等の年間収入保険料の額が損害保険事業の年間収入保険料の額の30%未満

インプリケーション：EIOPAによる本要請自体は、DORAとソルベンシーIIの適用対象を整合させるべきであるというテクニカルな点を指摘しているものであるが、規制のプロポーショナルな適用についてあらためて考えさせられる事例であると考えられる。

（参考）EIOPA ‘EIOPA releases its Opinion on the scope of DORA in light of the review of the Solvency II framework’

## I: 加 OSFI、カルチャー・リスクの管理にかかる通達を公表（11月21日）

- カナダ金融機関監督庁（OSFI）は、カルチャー・リスクの管理にかかる通達（regulatory notice）を公表した。同通達の内容は以下のとおり。

目的と範囲	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 本通達は、カルチャー・リスクの管理にかかる監督上の期待を示すものである。</li> <li>• 本通達は、外国銀行および保険会社の在加支店を含む、連邦規制に服するすべての金融機関に適用される。</li> </ul>
背景	<ul style="list-style-type: none"> <li>• カルチャーは、行動基準（behavioural norms）に影響を及ぼし、それは、何が重視され、重要で、また、許容されるのかについて、組織にシグナルを送るものとなる。</li> <li>• カルチャーは、意思決定、健全なリスクテイク、実効的なリスク管理をサポートし、また、弱体化させ、したがって、金融機関の安全性、健全性、誠実性およびセキュリティに大きな影響を及ぼす。</li> </ul>
用語の定義	<ul style="list-style-type: none"> <li>• カルチャーとは、何が重要で、人はどのように行動すべきかについて指針を提供する、共有される価値、マインドセット、信念および前提条件を言う。</li> <li>• カルチャー・リスクとは、金融機関が望ましいカルチャーと考えるものと、目的の達成を阻害し得る現実のカルチャーとの間の不整合を言う。</li> </ul>
監督上の期待	<ul style="list-style-type: none"> <li>• ガバナンス <ul style="list-style-type: none"> <li>- 経営陣は、金融機関のミッションや戦略を達成し、リスクを実効的に管理するために必要とされる望ましいカルチャーを定義し、促進し、実現し、管理するとともに、望ましいカルチャーをサポートするために方針、手順、実務および人を一貫させることにより、カルチャー・リスクの管理に責任を有する。</li> </ul> </li> <li>• 望ましいカルチャーの醸成 <ul style="list-style-type: none"> <li>- カルチャーは、効果的なリーダーシップ、人材およびパフォーマンスの管理、報酬、承認およびインセンティブ、ならびに、説明責任の実践を通じて、意図的に形作られ、進化し、維持される。</li> </ul> </li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 経営陣は、望ましいカルチャーにかかるトップの姿勢（tone from the top）を示すとともに、すべてのリーダーも含めて、言動や意思決定を通じて望ましいカルチャーを体現し、望ましいカルチャーやそれと整合的な行動に対する説明責任を持つ。</li> <li>- 効果的な人材の管理は、望ましいカルチャーと整合的な行動を奨励し、人材、パフォーマンスおよびインセンティブ等の管理に一貫したアプローチを適用することで、望ましいカルチャーを促進し、強固なものとする。</li> <li>• カルチャー・リスクの管理 <ul style="list-style-type: none"> <li>- カルチャー・リスクは、それを特定し、評価する施策を設け、その真因、影響、潜在的な結果および他のリスクへの影響を評価し、継続的な評価や実効的な監督を可能にするモニタリングやレポートのプロセスを用い、さらに、カルチャー・リスク管理の実効性を評価することによって、積極的に管理される。</li> <li>- カルチャー・リスクの管理は、ERMのプログラムに統合される。</li> </ul> </li> </ul>
--	---

インプリケーション：日本の金融セクターでも様々なインシデントが発生している中、金融機関には、あらためて自身の企業カルチャーを考えることが求められている。監督当局と金融機関との対話を通じて、より良い企業カルチャーが醸成されていくことが期待される。その際、本通達も含め、他の国・地域の監督当局が示している監督上の目線や期待も参考になるものと考えられる。

（参考）OSFI ‘OSFI’s fall Quarterly Release: Unveiling new risk guidelines, adjusting mortgage standards and easing regulatory burden’

## 執筆者

小林 晋也 / Shinya Kobayashi

マネージングディレクター

ファイナンシャルサービスズ

デロイト トーマツ リスクアドバイザーズ 合同会社

# Deloitte.

## デロイト トーマツ

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ リスクアドバイザリー合同会社、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリー合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイト トーマツ グループ合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 30 都市に約 2 万人の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト、[www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）のひとつまたは複数指します。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市（オーストラリア、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、リスクアドバイザリー、税務・法務などに関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500®の約 9 割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来 175 年余りの歴史を有し、150 を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をバース（存在理由）として標榜するデロイトの 45 万人超の人材の活動の詳細については、[www.deloitte.com](http://www.deloitte.com) をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人が本資料をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本資料における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約（明示・黙示を問いません）をするものではありません。また DTTL、そのメンバーファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本資料に依拠した人に関係して直接または間接に発生し得るいかなる損失および損害に対して責任を負いません。DTTL ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。

Member of

**Deloitte Touche Tohmatsu Limited**

© 2024. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.



**IS 669126 / ISO 27001**



**BCMS 764479 / ISO 22301**